

令和4年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和4年3月3日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	依 田 貞 彦
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	山 岸 裕 子	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	渋 谷 好 人	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石 井 友 子	書 記	鈴 木 美 紅
---------	---------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度松田町一般会計

補正予算（第10号）

- 日程第 3 議案第 1 号 松田町公共施設等整備基金条例
- 日程第 4 議案第 2 号 松田町営臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 5 議案第 3 号 松田町営仲町屋臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例
- 追加日程第 1 発議第 1 号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議の提出について
- 日程第 6 議案第 4 号 松田町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 松田町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 号 松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 号 松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 8 号 松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

6. 議会の状況

議 長 皆様、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 2 日目を迎え、議員
各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって地方自治
法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開
きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

昨日に引き続き、一般質問の試験録画を行います。事務局は録画の準備をし
てください。

議 長 日程第 1 「一般質問」を行います。

昨日に続き、一般質問を通告順に行います。受付番号第 7 号、井上栄一君の
一般質問を許します。登壇願います。

6 番 井 上 受付番号第 7 号、質問議員、第 6 番 井上栄一。議長の指示が出ましたので
一般質問を行わせていただきます。件名、令和 4 年度当初予算について。

本山町政3期目の第一歩となる令和4年度当初予算案が上程されました。そこで、次の項目についてお伺いをいたします。

(1) 当初予算について、どのような考え方、目標をもって編成されたのか。例えば当初予算概要の中で示された「町民と行政が協働していくための予算」というものか。

(2) 消防費において「松田分署建替えのための土地購入費2億円」が新規計上されているが、この事業に対する考え方は。

(3) 令和4年度予算を執行するに当たり、契約に対する考え方は。

以上、お伺いいたします。

町長 皆さん、おはようございます。定例会2日目、よろしくお願い申し上げます。それでは、井上議員の御質問に、順次お答えを申し上げます。

1つ目の、令和4年度当初予算の考え方につきましては、松田町はコロナ禍であっても、決して忘れてはならない、常に注視していかなければならないポイントがあります。それは、当町の人口動向でございます。約8年前になる平成25年に国立社会保障・人口問題研究所が発表した、いわゆる増田レポートの報告では、20歳から39歳までの女性の人数をもとに算出された結果、松田町は2040年の人口推移によると7,055人となり、消滅可能性都市と名指しされて以来、消滅可能性都市にならないために、町民や議会の皆様の御理解と御協力により、平成30年の調査では7,364人と、最新の町の調査では約7,800人まで回復する見込みとなっております。現在は、令和元年に策定いたしました町の将来設計となる第6次総合計画の基本構想に掲げる2040年に人口1万人の実現に向け取り組んでおり、現在のところは各年度ごとの想定人口を上回る状況にて推移をしております。

そのような中において、令和4年度も人口推移を念頭に置きつつ、第6次総合計画の前期アクションプログラムが4年目を迎えますが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題として対応しつつ、新型コロナによる影響によりアクションプログラムどおりの推進ができなかった事業については、町民や議会の皆様に御理解、御協力を賜りながら、徐々に取り戻してまいりたい

と考えております。

そのようなコロナ禍の状況でございますが、今後はSDGs未来都市として、ポストウィズコロナを見据えながら、誰一人取り残さないSDGsに資する取り組みを積極的に推進し、子供から高齢者までのみんなが笑顔で幸せな町を目指す持続可能な「未来創造・チルドレンファースト推進予算」として、当町が持続可能な未来が築けるよう、創意工夫した予算編成を行いました。目標につきましては、来年3月末での人口数として約1万500人を目標とし、様々な事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に2点目の御質問にお答えをいたします。まず、これまでの経緯から御説明いたします。平成23年9月に小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町の2市6町で消防の広域化に係る具体的の協議を検討する神奈川県西部消防広域化協議会が設立され、平成24年3月には真鶴町が同協議会を脱退。その後、平成24年5月に策定されました神奈川県西部広域消防運営計画において、小田原市が事務を受託する上で必要な新規取得財産の取り扱いのうち、庁舎敷地等の土地については委託市町が取得及び所有し、無償で小田原市に貸与すると示されております。

それを受け、平成24年7月17日に、小田原市と1市5町の間、それぞれの自治体と締結された消防事務の委託に関する規約第9条、ここには財産貸与について書かれておりますが、松田町は小田原市が委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な土地を無償で小田原市に貸与するものとする規定されております。平成29年2月に策定された小田原市消防署再整備計画では、整備の必要性について概要が示されているだけで、具体的な内容について示されておりました。その後、平成30年5月に策定された小田原市消防署再整備計画の見直しにより、足柄消防署管内の消防庁舎再整備検討用地について、老朽化対策と広域消防の適正配置が明記されたことから、松田分署再整備用地の検討が始まりました。松田分署は築50年を経過しており、耐震化工事は約14年前の平成20年に行っております。

さて、この事業に対する考え方でございますが、私といたしましては、足柄

消防組合時代から1市5町の要の分署として、地理的要素を含め、松田町に配置されてきた歴史的な背景と災害への対応は一刻を争うものでありますので、町内に常備消防があることへの町民の安心感や寄地区への対応など、町民感情を踏まえ総合的に考えますと、松田町が用地を確保することは当然のことと考えております。

今回計上している土地購入費等の負担額だけを見た場合の考え方で申し上げますと、例えば、今回計上している2億円を100年で考えますと年に200万円、月に換算すれば月17万円弱、1日当たり約5,500円となることから、松田町が2億円の負担を行ったとしても、松田町内に常備消防である松田分署を配置すべきと町民の理解は得られるのではないかと考えておりますので、ぜひとも議員の皆様においてもお力添えを賜りたく存じます。

次に3つ目の御質問にお答えをいたします。契約の方法といたしましては、地方自治法第234条で規定されているとおり、売買、貸借、請負、そのほかの契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約また競り売りの方法により締結するものと定めておりますので、これまでどおり、地方自治法はじめ関係法令を遵守し、適切に執行してまいります。以上でございます。

6 番 井 上 それでは、再質問をさせていただきます。まず、1点目のですね、当初予算についてどのような考え方、目標を持って編成されたのかについてでございます。12月に私がさせていただきましたですね、一般質問で、松田町の将来ビジョンということで答弁を頂いた中ですけれども、第6次総合計画に掲げた将来ビジョン、将来像として、いのち“育み” 未来へ“ツナグ” 進化“つづける” 故郷を目指しております、とですね、次に、今後4年間は総合計画の期間中であるので、計画に盛り込まれている各種事業について引き続き、町民、議会、行政が協働連携により、まちづくりを推進するとともに、新たなまちづくりの考え方としてチルドレンファーストの意義を加え、将来像により近づけるというふうな答弁が12月の一般質問でございました。

まずですね、令和4年度の当初予算におきまして、人口増加策として定住促進をですね、先ほど目標人口をですね、来年3月末時点1万500人ということ

で定住促進を進める、子育て支援、そのためのチルドレンファーストという予算だという答弁がございました。その中でですね、このチルドレンファースト関連予算ということでは、予算書の中を見ましてですね、直接的に明記されているといたしますか、計上されている予算は、ヤングケアラー支援のための児童相談員の増員といった辺りがですね、予算の説明資料の中でございました。ほかにですね、具体的にどのような予算が計上をされているのか。またですね、2点目といたしましては、46年3月に建設された松田中学校校舎等の大規模改修を行うための設計に要する経費ということで計上されておりますが、これに対するですね、予算の考え方を、どのような考え方に基づいて計上されたのか、町長のお考えをお伺いをいたします。

町長 それでは今、質問2つあったと思いますけど。まず1つ目、チルドレンファーストの考え方の中で言いますとですね、ちょっと順不同になりますけど、子育ての関係で申し上げますと、まず、小児医療の拡充というようところが1点。次に第2子の保育料の無償化にもなります。ヤングケアラーのことも当然そうですけども、このチルドレンファースト…まずチルドレンファーストのその考え方の話をちょっとしないと、前後しちゃいますね。

昨日の御質問にもありましたように、回答したとおりですね、これは子供たちの施策も当然ありますけども、やはり今後高齢化が進んでいく、要は支えていく若い子供たちがいなくなる。そうすると高齢者も、やはりこう何ていうんですかね、不安な町内での生活、暮らしになるわけですから、そうならないためにも、若い子供たちが増えていかなきゃいけないというようなことの中で、まず最終的には高齢者が安心して住めるようなまちづくりをするためにも、今は若い方々にも集まってもらいたいというような思いの中から、チルドレンファーストというふうなところに行き着いたということもありますので、これは高齢者対策にもチルドレンファーストの考え方というのは、いろいろあるわけです。継続事業になりますけども、安心して住んでもらうためにも、タクシーの75歳以上のタクシーの事業なんかの延長もありますし、てことですよね。それにですね、何かいっぱいありすぎて、どれがどれがって、随時ちゃんと出していき

ますけども、そういう考え方の中で、今回の予算の中に含まれております。

ただ、そのチルドレンファーストの感覚の中で、まだ予算的に組まれてないものについては、今年しっかりと練ってですね、今年の11月頃から募集がかかる地方創生の予算と絡みながら、そういった、言ったのについては達成していきたいというのがあります。

じゃあ、今度2つ目ですね、2つ目については松中の設計についてということになります。今回、ようやくにもなりますけども、全体の公共施設の管理計画というのが出て、今後の、そのどういった格好でやっていくかという予算的なものも含めながらロードマップが今回完成したというふうなことにもなります。ただし、この学校の、中学校の建設については、小学校の建設と同時にいろいろと状況の調査をしてきたことは御存じのことだと思います。小学校よりも1年古い中学校になりますから、本来ならば中学校からなんていう話があるかと思います。しかし、耐久性の調査を、コンクリートのコアを抜いてやったところですね、小学校のほうが、すごくコンクリート自体は脆弱だという結果が出て、中学校は机の計算上は100年以上もつというような数字が出た結果、結果的に補助金の対象から外れたわけなんです。ですので、これはどう考えても、うちの単費といいましょうかね、ほぼほぼ、それにお金を使わなきゃいけないような状況になってきましたので、中学校については、改修工事をするというふうに決めて、町の負担をとにかく減らそうというふうなことであります。ということもあって、今回このタイミングでですね、公共施設管理計画にのっとりつつ中の、このタイミングの設計を上げさせていただいて、来年以降の改修工事に向けてやっていきたいということで、今回計上させていただいたところです。以上です。

議

長　　ちょっと井上議員はじめ皆様にお伝えいたします。議場の横のですね、発言残時間が現在、何らかのトラブルで表示がついておりません。そのためにですね、残時間が分からないと思いますが、井上議員のスタートが9時10分でしたので、10時ちょうどまでを制限時間としますので、よろしく願いいたします。

6 番 井 上 答弁ありがとうございました。チルドレンファーストはですね、若年層だけの対象の事業予算ではないということで理解をさせていただきました。

2点目のですね、松中の校舎の改修予算ということで、耐力度100年以上もつということで、もつために補助金対象から外れてですね、改修工事にされたということはですね、前々から聞いておりますので、その部分についてはですね、了解はしましたが、やはりですね、50年たつと、先ほど町長も言われましたけれども、ここで新築となった松田小学校校舎よりも古い校舎だということで、どうしてもですね、大規模改修の内容的なものは防水関係の工事とかですね、12月にちょっとお聞きしたんですけども、校庭のグラウンドの芝生化などを目的としたですね、大規模改修と聞いてですね、そのような内容に伴う設計を当初予算に計上されたというふうには理解しています。ただですね、様々な、例えば下駄箱とかですね、様々なサイズがもう50年以上前、私のことを言いますとですね、私は小学校も中学校も木造校舎でですね、その今のR Cの校舎の本当にすぐちょっと前にですね、そういった小学校、中学校時代を過ごさせていただきました。そこで感じましたのは、やはり、私たちが小学校を巣立って、中学校を巣立ってすぐに次の新しい校舎ができたということでですね、やはり、新しい校舎というのは、やはり次の次世代を担う子供たちのためにですね、新しいものが必要ではないのかというふうに感じています。時代もですね、もう20年たつと、様々な内容が変わってくると思います。今のICT化、さらにもう10年もするとですね、様々な例えばバーチャルリアリティーとかですね、様々な新しい時代が来るのではないかと、そういったものに対応するためにもですね、松田中学校の校舎についてですね、私個人としては、ぜひ、新築をということで検討をしていただきたいというふうに思います。

行政目標としてですね、先ほど町長が言われた人口増加策、そのための定住促進、子育て支援、チルドレンファーストであればですね、ほかの予算の中で公共施設整備計画の中で基金でですね、公共施設整備をするための基金に積立てをするという予算も計上をされております。そういった予算、公共施設整備基金のほうをですね、例えばその起債対応にしてですね、後年度に負担をする

というふうな方向の中で検討をすればですね、やはり松田中学校校舎の新築もですね、その中にぜひ含めて対応するお考えはえられるのか。とりあえず、令和4年度で詳細設計、5、6に大規模改修の事業予定だというふうには聞いておりますが、松田中学校校舎のですね、新築に対するお考え、現時点では大規模改修でいくか、近い将来的にはですね、新築へというふうな考え方があるかどうか、再度お伺いをいたします。

町 長 まず、後年度の方々にも負担をしていただくというようなお話をちょっと頂きました。全体の公共施設管理計画においてもですね、同様な考え方を持ちつつ、やはり今の現状の人たちだけで負担をすることなくですね、後年の方々も可能な限り負担をしていただきたいというような思いは当然あるわけなんですけれども、こういった議論をしていくとですね、やっぱり借金という何か変なイメージがあって、後年度の子や孫に負担をそれだけかけさせるのかというふうな御意見もあるのも、また承知しているところもありますので、その辺りはバランスよくですね、しっかりと今の人たちも責任持って負担をしつつ、自分の子供たちがそういった施設の中で、環境の中でですね、育っていくというようなことの考え方は、私も少なからず持っているということだけはお答えしておきます。

中学校の新築についてのお話ですけども、それはやっぱり教育長さんもね、お話も頂いてはいますけど、それは新築がいいに決まっています。私も同じことで思っています。もうこれは、お金があるんだっただけという、皆さんがそう思っていると思うんです。それはもう承知をしています。ただし、その辺が、その辺りがですね、やはり町民の方々との、先ほど言ったように、先の財政推計なんかのバランスを考えたときに、今、小学校もこんな状況であって、これからということを考えますとですね、今回は、大体3億5,000万ぐらいが一つの町の持ち出しというか負担かなというふうに考えてはいますけど、やはり新築ってなるとですね、小学校と同じ規模ぐらいのやっぱり額はかかってくる、もう世の中になりつつあるというようなこともありますので、しっかりと今の学校を生かせるところをしっかりと生かしながら、先ほどちょっと細部にわた

っての一部、ちょっと下駄箱の話が出たように、もう今の規格のまま、それをそのままやるんじゃないで、ああいったものは、本当にもう今の時代に合わせて、もう結局撤去して、きちっと今の時代に合ったような格好にしなきゃいけないですし、柱とか梁とかがしっかりしているのであれば、それを生かした、あと内装に関しても、やっぱり小学校が木造で、木造の小学校から上に上がってくる子供たちからすれば、急に中学校になったら寒々とするような学校にするという気はさらさらなくて、私の考え方からすると、なるべく地元の材料を使えるような、木材を使って、それでもなければですね、ほかからもお世話になりつつ、やっぱり木のぬくもりを直接感じ取るような学校にはしていきたいというふうには考えております。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。松田中学校の新築ということについてのですね、御意見頂きました。ここでですね、大分、小学校も三十数億ですか、のですね、事業費がかかったということは理解をしています。またさらにそこにですね、中学校を近々にということでは、なかなか難しいかなとは思いますが、やはり、ここでですね、一つ町長のほうにですね、検討をしていただきたいと思いたすのが、松田中学校整備についてですね、新築にかかるですね、町民アンケートまたはですね、町民とのですね、座談会、ちょっとこのコロナ禍である程度の人数を集めての座談会というのは難しいかもしれませんが、今の時代であればですね、オンラインの座談会的なものもできるか、または何らかの機会の中でですね、町民アンケートの中で、その松田中学校整備についてのアンケート、当然ですね、今これは今、町長が言われましたように、課題となってます財政的なもの、今後の財政の推移、そういったものもですね、町民に示した中で、どういうふうに町民が考えているのか。それをですね、やはり大規模事業にはなるかと思いますが、それを決定していく上でですね、再度、町民の意見を聞く機会というものを設けてはどうかという私の提案ですが、町長はどのようにお考えになるか、お伺いをいたします。

町 長 御提案は御提案として頂くんですけども、非常に、この場で即答というのは、なかなか難しいですよね。まだ選挙も終わって半年もたっていない中で、

そういう私の選挙公約には新築なんて一言も言ってないですから。その辺りは、可能な限りね、そういうふうにしたい、それに近いようなところにして、松田町がやっぱりなくなっちゃうわけにもいかないですし、金が足らなくなったから、ほかの維持管理経費もどんどん粗雑になっていうふうなこともできませんし、今、今日も歩いてきましたけど、道路見ても、早くやっぱり、そういった生活環境のところもやらないといけないなというのがありますよね。やっぱり高齢者が増え、また若い子たちが増えてくるときにベビーカーが増えたりね、いろいろするときに道路がゴトゴトゴトゴトしているような、ああいったことも直さなきゃいけないというようなこともありますので、私的には、今の現状としては、そういったものなんかをバランスよく考えながらやっていくためには、ちょっとそこで、今日の今の段階で、じゃあアンケート取って、その辺の御意見を聞きますというようなことは、ちょっと控えさせていただきたいと思います。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。そういった私のですよね、提案ということで、今後のそういった機会があればですね、そういった中に含めてですね、実施等の検討をしていただければというふうに思います。

2点目のですね、松田分署の建替えの件に移りたいと思います。松田分署建替えのための予算としまして、土地購入費が1億5,000万円、物件損失補償5,000万円が新規計上をされています。この松田分署はですね、小田原消防署管内の市町で分署、出張所が置かれていない町は、現在はですね、大井町だけだというふうに理解をしています。でですね、出動区域ということで、先日、小田原市消防本部のほうに聞きましてですね、いろいろ内容等を聞き取りをさせていただきました。その中で、出動区域というのは、松田分署の管轄ではですね、松田町と大井町の両町がですね、通常の出動区域という範囲だというふうに説明がございました。その際にですね、松田分署の用地についてですね、用地購入の事前の調整はなかったということで、予算が発表されたときに、神奈川新聞でしたか、で報道されたことですね、小田原市消防本部さんのほうでは初めて聞いたというふうな説明がありました。2億円ということで、当初

予算の額の中でもですね、大分、規模の大きい額だということで、その辺の要件はどうかということでお聞きしましたが、今、出動区域の中で松田町、大井町、両町が出動区域の管轄であるということで、消防本部のほうの説明ではですね、現在は松田町に松田分署がありますけれども、その分署の用地はですね、用地の条件、面積要件とあと道路に何メートルぐらい接道する、接するかという面積要件と接道要件が満たされていればですね、松田町でも大井町でも構わないという説明がありました。先ほど、町長の答弁の中でもですね、分署の用地は所轄の町が購入し、小田原市消防本部へ無償貸与が条件だということです。この中でですね、予算は土地購入事業費合計、合わせてですね、2億円ということで、大分、金額的にも大きい予算計上だというふうに思います。これらについてはですね、全員協議会の中でもお伺いをしましたが、そういった調整等がですね、小田原市消防本部とかですね、近隣の大井町ですね、そういったものとの調整等を図られてからですね、予算計上をされたのか。もし図られているとすればですね、当然その内容というのは議会のほうにも示されて当然だと思いますが、そういった調整については、どのような経緯があったのかをお伺いをいたします。

町 長 まずちょっと私どももですね、ちょっと一方的に言われてもということもあるので、小田原市消防本部の事務方にしっかりと、どんな話を誰に何時何分に話したか、よく確認します。初めて聞いたなんていう話が今、いう話をされたという話だったんでね。そんなことがあって、こういった場の中で、2億円という大金をですね、計上したということなんかあるはずがないわけなんですね。ですから。それに、例えば、ちょっと言葉が多分、聞き取りの中で間違っている部分があるので、ちょっと訂正というか修正をしたほうがいいかなと思うんですけども、分署のテリトリーというのは、大井町と松田町がテリトリーなはずがありません。当然、高速道路も使ってますし、分署、中井町にも行きますし、何ですか、山北町にも行きますので、基本的に分署と出張所の違いというものがあると思います。松田町のほうはやっぱり分署ですので、要は例えば、足柄消防組合のときのことを考えますと、酒匂川で右左が分断されたと

きのことを考えるとやっぱり足柄消防の組合のところ、南足柄にありますよね、あれが消防署。その分署として、今度ここがある意味本拠地みたいな状況になるところですから、簡単に、その大井町だけをやるというふうなことは、恐らく、多分、間違っているというか、多分その辺の言葉のあれがあったんじゃないかなというふうに、まず感じました。

あと、この…そこで多分、論法的には多分、大井町と松田町が当初の自治体だから、もしこれを準備するなら大井町と松田町がお互いでお金を出すべきじゃないかというような、最終的に落ち着くような質問になるかなというふうに、ただ勝手に想像するからお話ししますが、そういうことではないんですね。私もこの、私、就任する前に、この契約があって、その後、この話が出たときの中で、全てこういうふうな、学ばしてもらいましたけども、当時に、この広域になるときには、その分署であっても出張所であっても、その自治体が取得をきちっとして小田原市に貸与するという、もうこのルールのもとにこれが進んでいるというふうなことです。これは、この管内だから、松田町に建てたから、じゃあ松田町と大井町が分担する。もしこれが大井町にできたからって、大井と松田がお金を出すというふうな、そういうルールにはなっていないという、その前置きをちょっとさせていただきます。

これまでのじゃあ経緯として話をすると、会議の中でも、まずはやっぱり、松田もしくは大井町さんも、それぞれにこの辺だったらどうですかという、まずはその地域の方々にお話しする、事務方のレベルの中での提案はこれまでも何度かしてきたところでもありますけども、ただ何となくあうんの呼吸的なところなのか分かりませんが、やはり松田分署がある松田町が、まずはちょっとそういった分で責任持って、我々で探しますというような発言は、過去にはした経緯もあります。そういったところから今回、もう何ていうかな、時間が少しずつ、土地を見つけるための時間が延びてきていますので、これからしっかりと予算づけを皆さんに認めていただいたところの中からですね、丁寧にその用地交渉を進めてまいりたいということで、今回計上させていただいたというふうなことでございます。以上です。

6 番 井 上 再質問ですが、今ですね、小田原市消防本部でですね、松田町が予算発表を報道等にした、その以前にはですね、やはりその辺の担当者レベルでもですね、そういった調整はなかったというふうに私はお聞きをしました。それがあったかどうかという話ではなくて、もしそういった調整が、今、町長の話ですと、そういった調整があったというふうに、ちょっと私は理解しましたが、もしそういう、小田原市消防本部とですね、松田町で、その分署、松田分署、老朽化をしていると、その土地購入を松田町で土地を探したいと、町が購入しますというふうな調整がなされているのであればですね、それは予算以前の問題だと、予算計上以前の問題だと思いますので、議会にもですね、示していただきたかったということでございます。

それは置いておきまして、次にですね、そのときですね、面積要件、松田分署の面積要件は1,500平米程度が必要だということで、坪に直しますと500坪ということです。それで先ほどですね、ある程度の幅員、やはり消防車、救急車、あと大型のですね、はしご車等が出入りをするという条件の中ですと、ある程度の幅員の道路に接道要件が15メートル接道をするというのがですね、分署を新築する際の用地の条件だということで小田原市消防本部のほうでお聞きをしました。私の知っている範囲の中で、先ほど、町長のほうで言われました、松田分署はですね、ほかの分署、出張所とは違いまして、東名高速道路の救急とかですね、火災の対応の出動範囲が含まれているということで、やはり東名高速のインターチェンジに近いというのも一つの条件に入るというふうに思います。

その中でですね、松田地区に限りますと、空き地としてですね、1,500平米で、ある程度の幅、やはり6メートル、最低でもですね、6メートル幅員の道路に15メートル接するというふうな土地がですね、どこにあるのか、私のあれではないのではないのかというふうに思います。そういったですね、1,500平米で1億5,000万円、物件損失補償5,000万円という中の土地というのはどの程度の、どこのような土地をですね、具体事例でもいいんですけれども、想定をしているのかをお聞きをしたいと。先ほどは、松田町・大井町両方で負担をす

ればいいという町長の答弁ありましたけれども、そこはですね、小田原市消防本部のほうではですね、そこに新設…その用地を取得する町の負担でやりますよという説明はですね、お聞きしました。ただ、そこは先ほどの要件の中で、松田町と大井町境、例えば大井町の金手地区でもですね、農地でもですね、そういうところで接道要件等が満たされていればできますよという説明がありましたので、そういった土地を、見当たらない場合にですね、大井町との協議調整を図られるのか、その辺をお聞きをいたします。

町 長 まず、ちょっと、前提をちょっとお話をしておきますと、先ほどちょっとお話ししたように、大井町さんと松田町でお互いでお金を出し合っというようなルールにはなっていないということだけは、まず、ということと、あと、この土地の件について初めてこんな話をしているわけではなくて、議員の皆さん方には過去には、いい土地があったら皆さん紹介してくださいという話もした経緯があったと思います。もうその頃から、もう動きはしていたわけなんですけどね。それをまず前提として承知しておいてください、初めての話じゃありませんということです。

やはり、松田分署の歴史的な背景って、先ほどちょっとお話ししたようにですね、やはりもう四方八方にやっぱり出て行けるといようなことで、恐らくこの場所が皆さん方に、過去の先輩たちが決められて、これまで来ているんだろうというふうに感じております。ですので、やはり分署としての役割をしていくということから考えると、当然、大井町さんにも出やすいところ、山北、中井にも出やすいところ、うちで言うと、防災協定もあるような秦野にも出やすいようなところといようなことが一つ前提になりますし、当然、内側の話すると、やはり寄を我々は背負っているわけですから、昼間の寄の消防団の人数なんかも、ものすごく少ないのは分かっていますし、やっぱり常備消防に頼らなきゃいけないタイミングも必ずあるので、やはり、なるべくそういった場所も考えながら、離れないような場所で行きたいというふうには考えております。あとはもう昨今の土砂災害の警戒区域だとか、いろんなことを示されているところもありますので、その辺を避けつつといようなところが、なかなか

松田町も大井町も、なかなかないのはもう承知をしているところもあります。

当町において500坪というところが更地があるかどうかというのは、まさにおっしゃるとおり更地はありません。ないと言い切っちゃったら駄目ですね。あるんですけど、なかなか土地交渉が難しい土地もあつたりします。しかし、冒頭で申し上げたとおりにですね、やはり当町にあることに対しての町民の安心感、寄地区の方の安心感ということから考えると、やはりこの地理的な場所的にもう、大井町さんにとっても、この辺の地理的なところにあつたほうが、やっぱりいいのではなかろうかというふうに考えていますので、なかなか、これ難しい交渉になると思います。500坪、目安としては500坪というようなことでありますので、結構な難しいところありますけども、地主の方々もしくは移転もお願いするようなこともあろうかと思えます。それも含めて、しっかりとやっぱり松田町が責任持ってやっていきたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。そうですね、なかなか、松田分署の用地を探しているということの話はですね、以前に議会のほうで、全員協議会の中だったと思えますが、その記憶がございます。

これの予算計上関係にですね、移りたいと思いますが、そういった中でですね、先ほど町長の答弁にもありました、足柄消防組合時代からの引き続きにそれに伴うですね、町民の安心感というのはですね、理解ができます。この土地の予算計上、2億円ということで一般会計予算に計上をされていますが、答弁の中でもですね、土地につきましては、小田原市消防本部へ無償貸与が条件だということで理解はできます。そうしますとですね、現在は一般会計の消防費に計上されていますが、小田原市消防本部へ無償貸与を、無償貸付ですか、をすることとありますと、これはですね、公共財産としての購入ではなく普通財産としてですね、購入をする。用途が普通財産で、それをですね、小田原市消防本部へ貸し付けるということで、そういう場合ですね、この財源としては起債を財源としているということで予算書のほうには計上されています。

そうしますと、目的別のですね、消防費で、消防施設に使うという考え方で

はなく、普通財産で買う、また起債を財源としてですね、後年度その起債の償還を行っていくというふうに考えますと、用地取得特別会計というのがございます。その中でですね、予算をすべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

またですね、今までの土地購入にかかる予算というのは、私もですね、職員時代に何件かですね、土地の、行政によるですね、土地購入ということを経験がございますが、ある程度ですね、地主さん、所有者の方と土地の購入単価とかですね、物件補償の金額をですね、調整をしてから予算すべきではないかと。今回こういう形の中で、土地が1億5,000万円で500坪、物件損失補償5,000万円というふうに表に出てしまいました。そうしますとですね、行政が土地を購入する場合に所有者のほうはですね、もう、その上限が見えてしまっている、なかなか購入に対しての了解を得にくい、または所有者のほうの利益になりやすいのではないかなというふうに思います。

私が経験をしました土地購入につきましては、ある程度、所有者との合意を得て、当然、契約まではできないわけですね、予算という裏づけがないので。ある程度の土地の購入単価、じゃあ、坪幾らでいきましょうと、その土地の購入単価は県のほうのですね、県土木の買収単価でぜひいかせてくださいと。でも、それでも所有者との合意が得られない場合には、損失補償、物件補償金額の中で調整をしましょうというふうな形での土地交渉を行ってから予算化をして、そうすると予算化をしますとね、公有財産購入費、物件損失補償費ということで予算が出ます。そこはもう所有者との合意が出ているということで議会の承認を得たというふうな経緯がありました。そういうふうですね、展開をすべきではないかというふうに考えます。

1点目が用地取得特会での予算化に変更をする考えはとですね、あと、その土地の購入方法について、再度検討をするお考えはございますか。この2点をお願いいたします。

町 長 まず1点目。1点目については、担当課長から回答させますので。2つ目については、井上議員の先輩職員ということで、うちのやり方がどうかというよ

うな今お話があったと思います。私、こう感じてるんです。今、3期目やりますけども、ここのところ感じているのは、なかなか、その予算を組んでないような話になったときにですね、何ですかね、それで土地が決まったとか、例えば、こうなりましたというのを後で話したときに、議会軽視といつも言われるんです。なので、そういうふうにしないように、なるべく出すというのが、まず1点目。それと、議会にやっぱり認めてもらった予算があるからこそ、土地交渉もしっかりとやっぱりできるのではなかろうかというふうに感じています。要は、子供の使いじゃないので、行って、結局その後、議会に認めてもらわなきゃいけないのに、議会がじゃあ通らなかつたらどうするのよというような心配だつてあるわけだと思うんですね。ですから、まずそういったことも考えながらすると、まずはこの町が、この分署というものを議会の皆さん方を含めて必要だということと、あと予算をまず認めてもらって、その予算の中で言うと、当然ですけど路線価があつたりだとか、いろいろあろうかと思えます。そういったのが裏づけになって、やっぱ土地は買っていくものだというふうに思っていますし、その中で、予算がこうアッパーの予算が出るにしても、状況によっては足りない可能性もありますし、そういったことなんかもありますけども、我々としては認めてもらった予算が本当にアッパーだというようなことの中から、やっぱり一つ一つ、やっぱり地主さんにも丁寧にやっぱり説明をしていきながら、分かったと言ってもらったときに、早い対応で印鑑を押ししてもらってやるためにも、予算はなるべくならば持たせてもらいながら交渉させていただきたいという経緯で、今回、こういった格好で上げさせていただいたということになりますので、御理解いただきたいと思います。

じゃあ、1つ目は。

政策推進課長

まず1つ目のほうなんですけども、用地特会という話ですね、この件につきましては、国と県にですね、私のほうから相談をさせていただいた経緯をちょっと説明させていただきます。

いわゆる公共用地の先行取得の事業を円滑かつ効率的に土地を図るために、将来ですね、いわゆる将来、例えば公園や道路に供することを、あくまでも予

定をしている用地を先行して所得する事業、ここで言いますと、例えば松田町の旧土木事務所や家畜保健所等については、ここを1年あるいは2年以内にこの用地に定めるというような目的がもうあるものについては一般会計でやるというのが原則決まっております。その対象が、例えば原則10年以内に何かに供するというような起債の対象となる事業については、一般会計と区分して特別会計、用地特会というようなことでやってくださいと。今回の事業については、目的のある施設を、原則ですね、2年以内というものがあります。その建設事業を要する用地の所得と併せてですね、造成事業または設計を行うものについては、次年度もしくは2年以内の建設が確実に見込まれるものであるという判断をしますので、これは一般会計の起債のほうで取得をし、原則それ以外のものが先行取得債の対象となるということで、特別会計で買い戻して行うことというふうにさせていただいてくださいということなので、今回は一般会計で計上したということでございます。以上です。

6 番 井 上 1点目、用地取得特会の関係はですね、理解をしました。

2点目のほうはですね、これは考え方だというふうに思います。町長が予算に対する姿勢はこうだということに理解をいたしました。答弁の中でですね、ありました、やはり松田町住民にとってのですね、やはり安全・安心の中での常備消防の分署という位置づけはですね、私も理解をしておりますので、できるだけですね、適切な土地が見つければというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは3点目に移らさせていただきます。時間もあまりないんですけども。先ほどはですね、町長答弁の中でですね、地方自治法234条の規定により遵守し適切に執行してまいりますという答弁を頂きました。令和3年度におきまして、松田小学校建設工事の中ではですね、プロポーザル方式による協定の締結ですね、プロポーザルの協定書を根拠に1者の随意契約ということで、さらに松田小学校の解体工事でもですね、この協定書とですね、あと地方自治法施行令第167条の2の第7号の独自の解釈ですね、1者随契とした契約を行われたということが経緯でありました。それを踏まえまして、令和4年度の

当初予算の中では、松田小学校の太陽光発電設備工事が計上をされております。この契約に係る選考は、先ほどは地方自治法によりですね、関係法令の遵守の中で、それぞれの契約方法でしますという回答がありましたが、この松田小学校太陽光の発電設備工事はですね、松田小学校解体工事と同様な随意契約で行われるのかどうなのか、回答ができればですね、町長と、あと選考委員会の委員長にお考えをお伺いをしたいと思います。

町長 先ほど答弁申したとおりでございますけども、物によってやり方はいろいろあって、それに指名競争であったり随契であったり一般競争入札であったり、幾つかやり方があるというふうに示されている以上、その範囲の中でしかできないというふうに考えております。ですから、その中で適切に判断をしてまいりたいというふうに考えていますというのが一般的な回答だと思いますけども、今回、井上議員がおっしゃりたいのは、恐らく、また前田建設さんと随契にするのかと、多分そういった格好で言われているのかもしれませんが、今回のその太陽光については、随契というよりもですね、随契にしたって、松田町が得することであれば随契も一つ方法としてあるかと思っておりますけども、今回は、ある程度、工期的に離れていますから、工事中にやるなら随契がいいと思いますけども、終わった工事なので、何となく想像つくのは一般競争入札、もしくはエアコンを過去に入れたときにプロポーザルをやりました。ああいうやり方でやったほうがいいのかも分かりません。というのが、やっぱり昨今のこの状況でいったときに、物がなかなか入ってこないとかいうようなこともありますから、やはりいろんな業者さんをですね、プロポーザルというのは、ある程度、全国的に幅広く募集できますから、そういった方法も考えつつですね、とにかく法に準じたような適切な格好でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

副町長 私のほうから、指名先行委員会の委員長という立場で御回答させていただきます。指名選考委員会、基本的にはですね、執行のその方法等の選考ではありませんで、そこに上がってきた業者さんのですね、資格審査も含めた中でのですね、指名選考をしたいきたいというところだと私は承知しておりますので、

今、町長が申しましたような形でですね、指名選考委員会に審議が上がってきたときにですね、その業者が資格があるのか、また、その実態ですね、経歴だとか、そういうのも含めた中でですね、審議になろうかと思しますので、今この段階で、このようにしますという即答はできませんけども、そのような形でですね、しっかりと審議をしていきたいというふうに考えています。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。そういった中でですね、しっかりと対応していただければというふうに考えます。

その松田小学校関連ということではないんですけども、そういった随意契約の関係でですね、いろいろ見ますと、全国のですね、市町村の中には、その場合ですね、随意契約をすることができる場合の取扱いについてですね、規則よりも下のですね、基準という行政の規定を設けて、地方自治法を遵守する規定ということで定めているものが幾つかあります。多いということでもないんですけども、でもやはり随意契約をする場合の該当する内容というのは、地方自治法施行令の解釈次第でですね、結構、広くいろんな意味で解釈ができ、やはり、そのもととなる財源はやはり、税金、補助金にしてもですね、国税にしても地方税にしても住民の税金であります。そういったですね、使い道に対してですね、松田町では随意契約によることができる基準というものを設けてですね、例えば、その先ほどの地方自治法施行令の167条の2の第7号というのは、著しく有利な価格で契約ができるというふうな、じゃあ、どれだけ著しく有利なのかというとですね、他の市町村の中の基準の中では、見積りをですね、取りあえず契約行為の中ではないんですけども、見積りをですね、2者以上から取り、その中で、それが著しく有利な価格であるというふうに認める場合には適用するというふうな基準を示されている市町村もあります。松田町では、このような基準を設けてはいかがかと私は思いますが、これに対する答弁をですね、副町長または町長どちらでも結構ですので、お願いをしまして最後といたします。

町 長 御提案ありがとうございます。おっしゃるところは、非常に我々も感じてい

るところでもありますので、実際そういった点でも研究を実はしているところもあります。それが、松田町のこの規模感の中で、それが適切なかどうかというのも、いろんなことを考えながらですね、ある程度、今のままで言うと、解釈できるようになっているということで、ある程度、柔軟な対応もできるといこともありますが、ルールを決めてしまうと、そのときそのときに合ったやり方が逆にできなくなって、逆にどうかなと思うような、町民の利益をですね、損なうようなことがあったりするかもしれませんので、その辺も含めて、御提案いただいたことも含めてですね、検討してまいりたいというふうに考えています。以上です。

6 番 井 上 以上です、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第7号、井上栄一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。 (10時02分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)

日程第2「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度松田町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

それでは、1枚おめくりいただき、専決処分書になります。専決処分の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中でですね、子育て世帯及び住民税非課税世帯等を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の実施に緊急を要するため、迅速かつ確実な準備から実行に向けて早急に行う必要があり、議会を招

集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年12月15日付で松田町一般会計補正予算（第10号）を専決処分により補正を行いましたので、本定例会に報告させていただき、承認を求めるものでございます。

それでは、2ページ目のですね、第2表、債務負担行為補正の追加でございます。今回の補正に伴い、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業におけるシステムの機器賃貸借料となります。この事業のシステム機器の借用期間につきましては、令和3年度から令和4年度の2か年とし、債務負担行為、限度額29万8,000円となります。町ですね、情報系と基幹系の業務運用のための事務機器として、パソコンやプリンター機器の賃貸借料でございます。

続きまして、8ページ、9ページになります。2の歳入について御説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、感染症の拡大防止として、コロナ禍において町民の生活、暮らしにおける支援並びにですね、未来社会を切り開くための国の支援事業となるため、当町といたしましてもその方針や考えを背負い、町民の皆様に対し全力で対応するための補正となります。

それでは、款、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、節、子育て世帯への臨時特別給付金国庫補助金の説明欄でございますが、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金といたしまして、6,005万円の補正となります。事務費補助金につきましては、3万6,000円となります。詳細につきましては歳出で御説明をさせていただき、こちらの事業につきましては10分の10の補助事業となります。今回の補正は、新しい資本主義の配分戦略といたしまして、12月の補正第9号で承認いただきましたこの5万円の給付に合わせてですね、今回5万円を新たに追加補正とし、一括で現金10万円の現金給付とするための補正を行ったものでございます。まずはですね、児童を扶養している方に早急に給付するため、児童手当対象者への一括給付をクリスマス前ですね、昨年12月23日に実施したものでございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、節につきましては住民税非課税世帯等臨時特別給付金国庫補助金でございます。説明欄でございます

が、この事業の補助金につきましては1億2,340万円の補正でございます。事務費補助金につきましては、607万円となります。こちらにつきましても10分の10の補助事業となります。

続きまして、10ページ、11ページになります。3、歳出でございます。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございます。説明欄は1といたしまして職員人件費に要する経費では、住民税非課税世帯臨時特別給付金に要する職員人件費として143万1,000円の補正となります。4の住民税非課税世帯等臨時特別給付金に要する経費につきましては、これは基準日といたしまして、令和3年の12月10日で、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯に対し給付するものとなり、家計がコロナ禍で影響を及ぼし、急変したことでですね、直近の収入が非課税世帯となった方に対して給付するものでございます。主なものにつきましては、システムの機器の賃借料やシステム改修の負担金、また1,234世帯分の給付金1億2,340万円となっております。

(2)につきましては会計年度任用職員で、こちらは事務費に伴う推進のための補正となります。

次に、民生費、児童福祉費、児童措置費、説明欄では(1)子育て世帯への臨時特別給付金でございます。6,008万6,000円でございます。12月議会での一般会計補正予算(第9号)で5万円の給付と合わせてですね、今回の補正で5万円を追加をし、現金で一括給付するものでございます。こちらにつきましては、対象予定者は1,201人となっているところでございます。こちらにつきましては、児童を扶養している年収960万円未満の18歳以下の子供に1人10万円の現金給付を行うことで家計を支援するものでございます。

今回の補正につきましては、10分の10の補助事業となるため、予備費等の変更はございません。

そして、12ページから最終の19ページまででございますが、今回の補正に伴う給与費明細書となります。後ほど御高覧ください。

最後にですね、今回の補正につきましては、国がですね、12月の15日に子育て世帯への給付金10万円の現金給付を承認したことに伴い、またですね、非課

税世帯等の臨時特別給付金につきましても、国の方針説明が地方にですね、12月の3日にあり、その説明を受けて準備、実施を進めるため、今回12月の15日付で専決処分を行ったものでございます。一日も早い給付を目指すための補正を行いましたので、専決処分の承認を求めることについて、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

4 番 平 野 現在の給付率がもし分かれば、両方とも教えていただければと思います。

子育て健康課長 それでは、子育て世帯への臨時特別給付金について御報告いたします。現在、対象者1,201人のうち、申請済みの世帯が703世帯、1,172人でございまして、率にしますと97.58%となっております。

福 祉 課 長 それでは、住民税非課税世帯等の臨時特別給付金のほうでございまして、予算上、1,234世帯を予算計上させていただきました。この中で、まず住民税非課税世帯の令和3年の1月1日に松田町に住所がある方が1,022世帯ございました。そのうちの920世帯を支給済みでございます。したがって、率にして9割となります。以上でございます。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第1号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度松田町一般会計補正予算(第10号))について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第3「議案第1号松田町公共施設等整備基金条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第1号松田町公共施設等整備基金条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。今後の建築物系公共施設や道路、橋梁などのインフラ資産の整備等に多額の費用が必要となることから、本町における公共施設の長寿命化等の設備費に係る財源を持続的に確保するため、提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第1号松田町公共施設等整備基金条例について御説明させていただきます。

それでは議案を1枚おめくりください。この松田町公共施設等整備基金条例は、新規条例となりますので、各条ごとに要点を説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず第1条では、設置の目的を定めたものでございます。公共施設等の改修、その他の整備等に充てるため、地方自治法に基づき松田町公共施設等整備基金を設置するものでございます。

第2条では、積立てについて定めたものでございます。基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額といたします。

第3条、第3条では管理について定めたものでございます。現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するということと、第2項では基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができるということとしております。

続きまして第4条です。第4条では運用益金の処理について定めたものであります。基金の運用から生じる収益は、予算に計上してこの基金に繰り入れるものといたします。

第5条では、繰替運用について定めたものでございます。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができることとしています。

第6条では、処分について定めたものでございます。基金は、第1条に規定

する基金の目的を達成するための事業に必要な経費を充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部または一部を処分することができることとして

ています。

第7条では、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるとい

う委任規定を設けるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行させていただきます

ものでございます。

なお、参考資料は先般2月14日の全員協議会で御説明させていただきました資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ございませんか。

4 番 平 野 すみません、先ほどの全協の財政のところでも少しお聞きはできたんですが、今回8,000万円の計上ということなんですけれども、今後に関して、年次ごとに変わってくるのだというような説明が先ほどあったと思うんですけれども、それに関しまして、もう一度確認をしたいと思います。それをどのようにして決めていくのかとか、それが分かればお願いいたします。

総 務 課 長 ただいま平野議員の御質問にお答えします。要は計画的に積み立てていく考えがあるかということですね。先ほども全員協議会のほうで今後の話という中では、町の施策等を踏まえながら計画的にということもございますが、現在の中では毎年の収支状況が読めないところもございますので、毎年幾らずつ計画的に積み立てるとい

ことは考えておりません。毎年決まった額を積み立てるとか定めてしまうと、逆に財政上の負担になるとかということも考えておりますので、それも町の施策とかいう状況の中で、今後計画的に、できる

議 長 ほかにはございますか。

あればやっていきたいと考えております。以上です。

ないようでしたら、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号松田町公共施設等整備基金条例は、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

議 長 日程第4「議案第2号松田町営臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第2号松田町営臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。駐車場利用者の利便性と利用を促し、使用料の増収を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第2号松田町営臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしましては、駐車場利用者の利便性と利用を促し、使用料の増収を図るため、条文の整備を図るものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりください。3枚目の参考資料1でございます。右が現行で左が改正案でございます。左側、改正案のほうを御覧ください。第6条の使用料に関する規定でございます。表の中段でございます。現行の1時間未満を30分未満とし、24時間以内800円を、その下ですね、24時間以内800円を600円とするものでございます。また、表の下、備考でございます。備考につきましても同様に、1時間を30分にし、800円を限度とするものを600円とす

るものでございます。

1枚、すみません、お戻りいただきますでしょうか。議案本文の2ページでございます。施行期日でございます。施行期日は令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の2は、先般2月14日の全員協議会で御説明させていただいた資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 それでは、2点ほどお伺いします。この駐車場利用料金改定ということでありまして、近隣の民間の駐車場とか、そういうところとの比較検討でされたのか。どういうふうにされたのかというのを伺いをいたします。

それから、当然料金が若干安くなるということですが、収入のほうはね、多分少なくなるんじゃないかと思うんですけど、どのくらいの何ですか、減額という…マイナスというのを見込んでいるのでしょうか。ただ、極端に収入が減るということではなくてね、安くする分、利用台数をね、上げてね、やっぱりそれに今までの収入に近づけるというような努力もね、しなきゃいけないと思うんですけども、その考え方を伺いいたします。

総 務 課 長 まず、その比較検討ということでございます。近隣の民間駐車場、町営の臨時駐車場の近くに民間の駐車場さんもございます。今、私のほうで議案のほう、参考資料の2、御覧いただければと思いますが、2番の現状というところでございます。A駐車場であったり、B駐車場というところでございますが、今現在、一番左が町営駐車場、1時間100円でございます。すぐA駐車場というのが町営臨時駐車場の近くにある駐車場で、こちらは1時間400円。さらにそのすぐ隣の、やはりそのすぐ隣にある駐車場なんですけど、こちらのほうが30分200円ということで、町営駐車場が30分200円にしたとしても、A駐車場やB駐車場…（私語あり）あ、ごめんなさい。30分100円にしたとしても、1時間で町営駐車場が例えば200円になりますが、例えばA駐車場は400円、B駐車場も

400円ということで、それらに比べても安く設定はさせていただいているところでございます。

それとあと収入についてなんです、正直、上限規定をここで変えさせていただく予定でございます。要は8時間を800円…ごめんなさい、8時間800円だったのを、今度6時間で600円という形になりますので、上限規定を変える関係上、全体の収支として今、うちのほうでシミュレーションしている中では、多少、逆にプラスに転じるのではないかという予想をしております。金額については、あくまでもシミュレーションの中ですので、そのとおりにいくかどうか、ちょっとあれなんです、シミュレーションとしては100万円前後の増収を見込んでおります。以上でございます。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかにございますか。

3番 内 田 1点お伺いします。この新旧対照表で、現行だと20分までは無料なわけですね。1時間未満のとき、1時間につき100円が、今度は改正案では20分は同じですね。0円。次がこれ、30分なんです。たった10分の時間の差しかないのに、それを超えたら同じ100円ということなんですけど、これの違いはどういうふうに算定されたのか。ここ、まだ1時間だったらね、話は分かるんですよ。その下の24時間が800円が600円になるというんだったら、これは値下げは納得できるんですけど、これ、かえってね、値下げって、100円、同じ100円なんですけど、これを見て値下げと思うのかどうかね。その辺についてお伺いします。

総務課長 まず、今、内田議員がおっしゃられた20分までは無料は変わらないです。それから30分というのは、20分まで無料で、要は50分になったら100円という形になります。そういうふうな算出方法でやらさせていただいております。ですから、30分刻みにしたというのは、あくまでも使い勝手をよくしたということで、全体でやらさせていただいております。以上です。

3番 内 田 はい、結構です。

議 長 ほかに。

6番 井 上 この議案第2号提案理由で、使用料の増収を図るためということで、先ほど

は担当課長の説明の中ではシミュレーションでやったと。それがですね、多分、通常民間企業でやる場合もね、例えば前年度、前々年度で何分とか何時間で一番利用時間が多いのが何件でとかという、そういうデータがあると思うんですよ。それから、先ほどシミュレーションをしたということで、シミュレーションで100万円ということです。であればね、それを示していただかないと、本当にこの一部改正の条例、1時間を30分にし、800円を600円にするところの根拠が、そういう条例の一部改正が増収したという資料が何もないということで、そのシミュレーションをしたのであれば、その表をですね、提出というか、ここで説明をしてもらうことはできるでしょうか。

総務課長 今、議員の御質問があられましたが、まず初めに何時間で何台とかというような、今の駐車場料金のうちの今現在の、すみません、システムの中では、時間ごとの配分というのが出てこないような形のシステムなんです。今、私がシミュレーションというお言葉をさせていただいたのは、要は年間の駐車場台数と、それから年間の1日当たりの台数から、ごめんなさい、1時間当たりの台数を算出して、それで年間の台数にシミュレーションをしたような形でございます。ですと、大体その一般的には、一番利用幅が多いのが、大体3時間。3時間ぐらいの年間の台数から時間で換算すると、大体3時間の利用が一番多いということで、その中で600円という形の中で年間台数で求めさせていただいて、増収の金額…ごめんなさい、今、私、100万と言いましたが120万でした、ごめんなさい。120万のシミュレーションが出ています。すみません。訂正させていただきます。

6番井上 それはですね、シミュレーションとは言わないんじゃないですか。単に平均値に単価を掛けただけの計算式なので、何でここで増収につながるかをですね、明確に説明していただかないと、条例の一部改正であっても、やはり町の収入の一端を担う条例の改正になるわけですよね。なので、そこがちゃんとした説明がなく、120万円は平均値、台数と利用時間か利用金額か分かりませんが、それらを出した平均値でやりましたという説明だけだと、根拠がね、見えないわけですよね。私は別に駐車場を経営しているわけじゃないので、ああ

いう機械のですね、データのアウトプットがどういうふうなものが出るかは知りませんが、やはりちょっと、町の一般会計の歳入につながる部分です。もう少し明確に示していただきたいと思います。例えばね、マイナス…赤字、これが減っちゃったらね、この料金をやることによって減っちゃった場合は、じゃあどういうふうにするのかね。増えるかもしれませんがね。ただそこがね、明確に説明できてないですね。再度お願いします。

総務課長 すみません。その算出の方法が曖昧だというお話なんですけど、すみません、あくまでもですね、今の手前どものほうの駐車場システムの中では、どうしてもシステム上、何時間、例えば1時間の駐車が多いとか2時間の駐車が多いとか3時間の駐車が多いと、どうしてもそれデータ上そういうのが把握をしているようなシステムではないので、正直、今、議員がおっしゃられたような形、じゃあそれはデータとは言えないんじゃないかというふうにおっしゃられるかもしれませんが、今、私どもができる一番の方法としましては、やはり先ほど私が申したように、1日当たりの駐車台数、駐車台数からですね、その利用の時間、1時間当たりの台数を算出して、その方法でやるしか、申し訳ないんですが、台数を把握をする方法しかないわけでございます。その方法にのっとって算出をさせているような状況でございますので、システムの的に例えば時間配分がちゃんととれるようなシステムであれば、議員がおっしゃられるようなこともできると思うんですが、申し訳ございませんが、今のうちのほうのシステムができないという形であれば、そういう方法でしか算出することができないような状況でございます。以上です。

6番井上 システムがそういうふうになってるというのはですね、十分理解しているんですよ。ただ、ここでも提案理由の中にね、増収を図るためと。じゃあこのね、一部改正の単価設定でやると増収が図れるじゃあ根拠をですね、示してくださいというところになるんですね。例えばこれを、この条例の一部改正するんであればね、ちょうど今、桜まつりのシーズンでもありますけれども、そうじゃないときとか、1日とかね、そういうサンプルをとって、そこでアルバイトなりで、じゃあこのね、何番の車は何時に入って何時に出たとか、そういうデー

夕を1日とるとかね、そういうこともやって、じゃあそれを年間平均にシミュレーションをしますというふうなやり方は幾らでも考えられると思うんですよ。そういう根拠がないのに、増収ですと言い切っちゃってあるのでね、そのところは、もし歳入が減るようなことになるかもしれないじゃないですか。そうすると、なかなかその説明根拠としては、そういう単純に平均値だけでいいのかなというところなんですけれども、いかがでしょうか。

町 長 何かこういうふうになってるんで。ただ、今おっしゃられるように、まず増収といったところのキーポイントだけの話をちょっとします。細かい話はまたあるにしてもですね。実質的には、一番参考資料2のところを見ていただけると、これ、全協資料ですね、なんですけども。まず時間当たりの分に関しては、もう先ほどの質問あったように、基本的にこれは増額してる形ですね。要は1時間当たり100円というのを今やってるやつを、30分100円にしたということは、1時間当たり200円ということにしてるので、基本的には、これが増収になる予定だということで、ただ、それに台数掛けて幾らという話になります。

そこで、じゃあ1時間当たり、じゃあ200円になっちゃって、じゃあそこにとめないのかという話になってくると、ほかの周りと比べればですね、今まで極端に安かったというところもありますけども、この件に関しては少しほかと見比べてもらおうと、ああ、じゃあちょっと、ここにとめようかと。なおかつ、1時間という、長くとめる人に対してはいいかも分かりませんが、ちょっととめたいという人に対しては、30分で刻めるような形に今回させてもらっているので、意外と使い勝手がいいのかなという部分と、あとはですね、今度24時間が今まで600円となると、長期でとめる人は、やっぱり600円のとくとめたいのが心情だと思うんです。これが今度、一応ほかのところと一緒に600円というふうにすることによって、ああ、じゃあちょっと近いから、じゃあ近いので、手前にありますしという部分について、少しは心理状态的に24時間とめる方が増えるのじゃなからうかということで増収をちょっと期待してるというような提案になっているということで御承知いただければと思います。以上です。

6 番 井 上 結構です。

議 長 ほかには。

4 番 平 野 2つちょっとお聞きしたいんですが。1つは、この24時間以内600円が800円になるところなんですけど、24時間以降というのはどうなるのかというのを1つ教えてください。

それからもう一つなんですけど、20分以内は無料だということで、これは変わらないということなんですけども、役場に駐車場がちょっと不足気味というところがあって、用事がある人、役場に用事がある人がとめられないと、あそこにとめることがたびたびあるんですが、やっぱり20分だ行って帰って用事が済まないというのがあります。何かそういうときには、例えば何かこれを持って行くとカシャってというのが通れるよとか、何かそういうことはあるんでしょうか。その2つお願いします。（「助成券みたいな。」の声あり）あ、助成券。

総 務 課 長 今、議員の御質問にお答えします。24時間までは600円で、25時間になると、またそれでプラス100円が加算されるような形になります。それからまた6時間までは、それからまたずっと600円になります。

それからあと2つ目の質問でございます。例えば今、そういうような御事情で役場のほうに来て、使っちゃっているんですけどという話であれば、もちろんそういうの、そういう形ではうちのほうで助成券を発行しておりますので、総務課のほうに来ていただければと。事情をお話ししていただければお渡ししておりますので、よろしく願いいたします。

4 番 平 野 分かりました。助成券のこともあるということなので、恐らく遠い方ですね。しっかりとアピールしていただいて、安心して役場で用事を済ませられるように、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、この辺で質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はございますか。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第2号松田町営臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第3号松田町営仲町屋臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第3号松田町営仲町屋臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。駐車場利用者の増加を図るため、駐車場使用料を減額し、また駐車場使用料の減額規定を設け、町民が参加するイベント等にも柔軟に対応できるように、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第3号松田町営仲町屋臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、駐車場利用者の増加を図るため、駐車場使用料を減額し、また駐車場使用料の減免規定を設け、町民が参加するイベント等にも柔軟に対応できるように、条文の整備等を図るものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりください。参考資料1の…ごめんなさい、3枚目、参考資料1でございます。右が現行案で、左が改正案でございます。左側改正案のほうをごらんください。

第6条の使用料に関する規定につきまして、現行の月額6,000円を5,000円とするものでございます。また、第3項を新設し、減額規定を設けるものでございます。

恐れ入ります、1枚お戻りくださいませ。施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料2につきましては、先般2月14日の全員協議会で御説明させていただきました資料を添付させていただきましたので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 齋 藤 2点ほどお聞きします。まず、イベント等に柔軟に対応するという、このイベントはどんなものを想定されている部分なのかということと、参考資料2にあります3番、町長は特別な理由があると認めるとき、第1項に定める使用料の額を減額することができる。この辺の想定のことをちょっとお聞きします。

総 務 課 長 まず初め、イベントはどういうのを想定しているのかというのは、取りあえず町の企画するとか、町で企画するとか、あとNPOの方が企画するようなイベントで、町の事業に寄与するようなイベントでございます。そういうのをイメージしておりまして、そういう方が例えばイベントをやるのに車で来るんだけど、会場の関係で駐車場が使えない、駐車場がないと、そういうときに置かさせていただくようなイメージを考えております。

それと、減額規定というのは、要は今現在、うちのほうのこの条例につきましては、例えばそういうような理由があっても、車をとめると1か月の月額使用料がかかってしまうんです。1日、例えばちょっと使いたいたけでも。そういうのを例えば減額する。例えば日割りにするとか、そういうようなことを想定しております。以上でございます。

10番 齋 藤 イベントの会場としてじゃなくて、とめたいからということという想定ですね。そこをイベント会場にするわけじゃないですよね。

総 務 課 長 おっしゃるとおりです。

10番 齋 藤 分かりました。それをやると、空いてところがなきゃいけないということだから、どこかと契約していたら、そんな駐車場のスペースはなくなるわけじ

やないですか。できれば全部埋まって通常に借りてもらいたいというのが目的なわけでしょう。イベントやるからといたら、その車をどかさなきゃいけないわけですから、そんなことがあの辺住宅地街で、ずっととめておきたい人たちが借りるのかなとは想定するんですけど。その辺がちょっと無理なことなのかなということと、町長は理由があるときに認める、第1項に定める使用料の額を。この減額ですけど、前、ちょっと小山町か何かに貸したりして、そのような問題があったんですけど、そこの減額とかは想定はしてる部分なんですか。

総務課長 今、例えば借りているところをどかして、例えばとめてくださいねとか、そういうようなイメージは私のほうでもしていません。もちろん、この条例によって全て満車になって貸すのがどうしようかという、悩むぐらいが一番本当に理想ではございますが、その中でも多少はやっぱり空いているところとかをお貸しするイメージで、今、例えば借りてられる方の利用をどかしてまでやるという形では考えておりません。

それから2点目の小山町につきましては、今現在も小山町の方は借りてられます。そちらのほうにつきましては、減額規定がございますので、それは地方公共団体とかいう形での減額規定がございますので、そちらのほうで準用しております。以上です。

10番 齋藤 最初のほうはですね、イベントで貸すのはいいんですけど、たった1回で借りる人たちが、車こすったとかいろんな問題が出てくるんでね、極力、誰か駐車場係を置いておこならいいんですけど、そのイベントやるところが。こすったとか何かそういう問題が後で起きることがあるんで、その辺、要注意の部分かなと感じると思います。

あと、前もこの小山町との減額のことですけど、結局あそこは松田町の土地で、駐車場はいわば松田町民がオーナーなわけですけど、松田町民よりよその人たちが値段が安いというと、何かおかしくないですかね。町民のための税金を使って、その土地を管理して駐車場にしている。その町民が高い値段で…高いというか、通常の値段で、よその町から、お金払うから割引してるって、何か町民としてちょっとどうなのかなと思うんですけど、その辺の考えはいかな

んですか。

総務課長 小山さんの場合は、ある程度台数がまとまって借りていただいたということで減額を、あとうちのほうの条例でちゃんと減額、国または地方公共団体が使用するときには減額または免除することができるという規定がありますので、その中で対応させていただいているところでございます。

確かに、議員がおっしゃられるように、町民の方がちょっと高くて、そういうような理由があるからちょっと安いのは不平等じゃないかというお話ですが、もちろんそのようなことを今回、是正するというか、ことも考えながら今回上げさせていただいているような状況でございます。

10番 齋藤 要は町民の税金を使った部分なんでね、その辺、あまり町民はこの辺が幾らで小山町借りてるの幾らなんて調べないとは思うんですけども、それが分かったら町民としては何か、何で俺たちの町のものは、松田町全員で借りてるよと。安くしろよと言われ…その地域でとか、何かいろんなことをしてくるのかなと思っちゃうと、オーナーである町民の人たちが高いという、変なふうに変えてしまう部分もあるのかなと、ちょっと心配するところなんです。その辺、規定をもう一度ちょっと考えていただいたほうがいいのかなと思うんですけども。オーナーが高くて、よそが安いと。その辺ちょっと、どこか…どう思います。

総務課長 先ほどもお話しさせていただいたとおり、議員がおっしゃられる、そういう不平等を今回なくすような形での減額というのもありますし、まして小山さんの話でいけば、ある程度まとまってということもありましたので。ただ、今後ね、そういうお話も、もちろんおっしゃられることも十分理解いたしますので、そこら辺もちょっと踏まえながら、今後ちょっと検討はしたいなと考えております。以上です。

10番 齋藤 終わります。

議長 ほかにございますか。

6番 井上 2点ぐらいあります。まずですね、この一部改正の中で、6,000円を5,000円にということで、金額をですね、下げたということで、提案理由はこれ、駐車

場利用者の増加を図るためというふうになってはいますが、先ほどの駐車場とも関連するんですけれども、じゃあ収益的にはどうなるのかということと、あと、参考資料2の中でですね、月額駐車場料金、近隣と比べると、A駐車場は5,000円ですけれども、B、Cは6,000円とか6,600円。Dはね、開成町だからあまり関係ないと思うんですけども。そういうふうに、町内の近隣の駐車場とのそういった利用料金の差をどういうふうにするのか、あまり民業を圧迫してはいけないというふうにも私は考えますので、その辺に対する考え方。

それとですね、一部改正条例の中では、特別の理由があると認めるときには第1項で定める使用料の額を減額することができるというふうになっています。参考資料の2のですね、趣旨のところには減免というふうになっていて、減免というと100%免除ということも含まれるというふうには理解しますが、一部改正条例の中で減額というと、100%の免除するということは含まれていないということで、50%とか30%とか20%減免辺りなのか、その辺の全額免除ということはあるのか。その3点ですね。3点、よろしく願いいたします。

総務課長 ただいま議員の質問ですと、まず、減額はどのくらいを見ているのかというお話でございますが、今現在、減額としましては72万円ほど減額をするのではないかと考えております。ただ…（「使用料の年間収入ね。」の声あり）はい。ただ、その72万円の減額を、要はその逆に、何ていうんですか、値段が安くなることによって利用者の増が考えられると思いますので、そこでその部分を補っていきたいという形で考えております。

次に、今議員がおっしゃられた近隣の駐車場との差はどうかというお話だと思いますが、一番…参考資料2を御覧になっていただければ分かりますが、一番左がうちの仲町屋駐車場でございます、隣のA駐車場というのは舗装して5,000円なんです、これもうほんと仲町屋駐車場からすぐ近くのところでございます。その舗装されてるところが5,000円なので、うちのほうが未舗装で6,000円というのは、ちょっとどう考えても条件があまりよろしくないかなということがまず第1点でございます、これが例えば未舗装で例えば4,000円とかしてしまうと、議員がおっしゃられるような民業圧迫ということも十分

考えられるんでございますが、取りあえず近隣の駐車場でございます駐車場と同じ単価にさせていただくには、ごめんなさい、民業を圧迫するほどではないかなという形で考えております。BであったりCであったりというのは、本当に駅から近い、本当に条件がいいところでございますので、そこと今まで逆にB駐車場なんかと同じように、うちも同じような条件…条件が全然違うのに同じ料金というのはちょっとどうなのかなという形で、それでここで値下げをさせていただいております。

それから最後、ごめんなさい。参考資料に減免規定という形になっております。ごめんなさい、これはまさしく条例では減額です。減額だからゼロはないわけございまして、すみません、参考資料2のほうは、ごめんなさい、これ、減額で、すみません、訂正させていただきます。以上でございます。

6 番 井 上 おおむね分かりました。年間の使用料収入は今のところ72万円の減額であるということで、それはあれですよ、この参考資料2の令和2年度33台と、大分平成29年度から順次減少していきますけれども、その33台辺りのベースの利用台数を6,000円から5,000円に月額を変更することによって72万円の減収があるというふうなことで、実際にはそこが減った分、ほかの需要、ほかのところの駐車場利用者から1,000円低いということで、多少そういった利用者が増えるのではないかなという想定だというふうには理解をいたしました。（私語あり）

あとですね、減免…（私語あり）減免規定はですね、いいですか。減額のほうは、ゼロはないと、100%減免はないということは理解しましたが、あとの減額の割合はですね、どの程度のものを、これはもう町長の裁量で決めるという形なのか、例えばこういう場合には50%だとか30%だとか10%減免と、そういうふうな内規があるかどうかを確認したいと思います。

総 務 課 長 その内規、減免の内規とかいうのはございませんで、その都度その都度、理事者と相談しながら決めたいと思っています。

議 長 よろしいですか。（私語あり）

6 番 井 上 じゃあ、先ほどちょっと72万円がね、単純に計算すると、この33台で6,000

円で7万2,000円という話ですけれども、その辺が修正があれば教えてください。

総務課長 すみません。ごめんなさい。40万です。すみません、40万減額ということで
す。すみません。

議長 よろしいですか。ほかには。
この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第3号松田町営
仲町屋臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、
原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。(13時59分)

議長 休憩を解いて再開いたします。(14時35分)

休憩中に10番 齋藤君より、発議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難
する決議の提出についてが提出されました。この発議は所定の賛成者2名以上
がありますので成立します。

お諮りします。提出されました発議第1号を日程に追加し、追加日程第1
「発議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議の提出について」を
議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。発議第1号を議題とすることに決定いたしました。お
手元の議事日程に追加をお願いいたします。

事務局より発議1号を配付させます。

(議 案 配 付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」 の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 追加日程第1「発議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議の提出について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

10番 齋 藤 発議第1号、令和4年3月3日、松田町議会議長 飯田一殿。

提出者、松田町議会議員 齋藤永。賛成者、松田町議会議員 唐澤一代、同じく古谷星工人、同じく内田晃、同じく平野由里子、同じく田代実、同じく井上栄一、同じく南雲まさ子、同じく中野博、同じく寺嶋正、同じく大館秀孝。

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議の提出について。上記の議案を別紙のとおり松田町議会会議規則第13条の規定により提出します。

内容に入ります。ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議。ウクライナをめぐる情勢については、昨年末以来、国境付近におけるロシア軍増強が続き、令和4年2月24日にはロシアがウクライナへの侵攻を開始した。連日のロシア軍の攻撃は、無垢の子供たちも含め、民間人にも多数の犠牲者を出し続けている。これは日本を含む国際社会の平和と秩序、安全・安心な暮らしを脅かす極めて深刻な事態で、断じて容認できない。

本町は、グローバル人材の育成をはじめとする国際交流を町の総合計画にも掲げ、世界各国の方々と交流を図っている。また、令和3年にはSDGs未来都市にも選定され、町民全員が国際社会の平和と公正を望んでいる。

早期のロシア軍の撤退と平和解決に向けた外交努力を強く求める。

また、在留邦人の安全確保に取り組むとともに、日本国内においては国民生活への影響を最小限に抑えることを求める。

以上決議する。令和4年3月3日、松田町議会。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議の提出について、について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第4号松田町町営住宅条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第4号松田町町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。所得税法の改正に伴い、令和3年1月1日付で公営住宅法施行令が一部改正されたため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第4号松田町町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、所得税法の改正に伴い、令和3年1月1日付で公営住宅法施行令が一部改正されたため、条文の整備等を図るものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただいて、3枚目の参考資料1を御覧ください。右が現行、左が改正案の新旧対照表でございます。左側の改正案のほうを御覧ください。第9条の入居者の選考の規定につきまして、第5項第3号を「所得税法に規定する寡婦またはひとり親であって、20歳未満の子を扶養している者」に改めるものでございます。

続きまして、別表（第3条関係）でございますが、中丸住宅と店屋場住宅の項を削るものでございます。

恐れ入ります。1ページお戻りいただけますでしょうか。議案本文でございます。施行期日につきましては、公布の日より施行するものでございます。

なお、参考資料2につきましては、さきの全員協議会のほうで御説明させていただいた資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第4号松田町町営住宅条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第5号松田町消防団条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第5号松田町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。消防団の処遇改善を図るため、国が策定した「非常勤消防団員の報酬等の基準」に基づき消防団員の報酬形態の改定を行うほか、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第5号松田町消防団条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、消防団員の処遇改善を図るため、国が策定しました非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の報酬形態の改定を行うため、条文の整備等を図るものでございます。

それでは、議案をですね、やはり2枚おめくりいただきまして、参考資料1、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

まず初めに、第14条の給与の規定につきましては、報酬をですね、年額報酬に改めまして、今まで現行の15条に規定されていた出動手当と、第17条に規定されていた警戒手当を、それぞれ出動報酬及び警戒報酬に改めた上で、第14条に統合し、その額を別表第2に定めるものでございます。また後段では、支給の際の1時間未満の端数の取扱いについて規定をしております。

続きまして、第15条の危険手当の規定につきましては、現行第15条の出動手当を第14条へ出動報酬として統合したため、見出しを出動手当から危険手当とし、その額を別表第3に定め、支給単位を1回から1時間に改めるものでございます。なお、危険手当につきましても、支給の際の1時間未満の端数の取扱いが規定されております。

第16条の被服は、見出しを付するものでございます。

第17条の年末警戒手当の規定につきましては、現行の警戒手当を第14条へ警戒報酬として統合したため、見出しを警戒手当から年末警戒手当に改め、その額を別表第4に定めるものでございます。年末警戒手当の規定内容は、従前と内容は変わっておりません。

第17条の2の訓練手当の規定につきましては、別表第4を第17条に新設したことに伴い、別表第4を別表第5に改めるものでございます。

なお、別表第2につきましては、現行の第15条関係を第14条関係に改め、出動手当を出動報酬に、危険手当を警戒報酬に改め、「1時間につき」を加えるものでございます。

恐れ入ります。1枚おめくりください。別表第3につきましては、第17条関係を第15条関係に、警戒手当を危険手当に改め、「1時間につき」を加え、年末警戒手当を削るものでございます。

別表第4は第17条関係、年末警戒手当等を新設するものでございます。

別表第5は、17条の2関係については、別表第4を別表第5に改めるものでございます。

最後にですね、1ページお戻りいただいて、施行期日でございます。施行期日は、令和4年4月1日から施行するものでございます。なお、参考資料2につきましては、前回の全員協議会で御説明させていただいた資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 この議案第5号の消防団条例の一部を改正する条例は、国の基準に基づきということだというふうには理解しています。ただ、その中で1点ですね、改正案の参考資料1のですね、1ページの改正案、第17条のところで、警戒手当をですね、年末警戒手当というふうに改めたということです。この17条を読みますと、団員が年末警戒に出動した場合には、別表第4に定める年末警戒手当を支給するというふうになっています。これを文章を読みますとですね、その前の給与、危険手当、訓練手当もそうですが、団員個人に対しての支給だというふうにな、この17条は私は読みました。でも、この別表第4は何かなということで、その次の参考資料1の2ページを見ますと、これは1個分団につき3万円と、急にここですね、今まで団員個人に対する給与、手当の中でですね、ちょっとこれだけ手当の種類が異なっている。団員の給与とか身分とか、あと被服とかがここで変わっているんですけども、個人に対する部分を言うのにね、何でここだけ1個分団につきというふうに出てきたのかは、適当ではないというふうに思いますが、国の基準等の中でですね、そういう形で指示をされているものなのか。それとも、現行の別表第3の年末警戒手当、1個分団につ

きというものを見直さないで、そのままここに持ってきたのか。また、その支出面から言うのですね、これは年末警戒手当、年末警戒を行った分団に対する報償的なものであればですね、これは条例ではなく、それ以下の規則とかですね、またはあと支出の中で町長から報償としてですね、支給するものだというふうな規定を設けるのが適当ではないかなというふうに考えましたが、いかがでしょうか。

総務課長 まず初め、この年末警戒の手当のところでございます。こちら現行のほうに記載されているとおり、警戒報酬が14条のほうに統合されたことによって、年末警戒の出動手当につきまして、年末警戒手当をそのまま17条に改めたものがございます。こちらのほうにつきましては、国のほうからの指針とかいう形ではございません。あくまでも町の条例のほうで警戒手当で今まで2つ、警戒手当と年末警戒手当になっていたのを、ここで新たに分けたという形になるので、これはそのまま残して、改正をさせていただいたところがございます。

ただ、その別表のほうにつきまして、基本的には分団1個について3万円という記載であるのであれば、こちらのほうの記載はおかしいのではないかとこのことではございますが、最終的にその団に支払われるものではございますが、団員が年末警戒を行うことによって団に支払われるということで、このような記載にさせていただいておるところでございます。以上です。

6番井上 それではもう一度ですね、確認しますけれども、この改正案の第17条、この団員が年末警戒に出動した場合というのは、この別表第4の3万円の年末警戒が出るというのは、例えばその分団で3万円が出る条件としては、1名出ればいいのか、それともですね、全員が出なければ3万円は支給されないのか。ただ、この17条を読みますと、団員が年末警戒に出動した場合には年末警戒手当を支給する。支給するのであれば、これは個人に対する支給だと読むのが通常ではないかなというふうに私は思います。その支給要件としては、1人でも…それはないと思いますが、仮にですね、何らかの状況があった場合に、全員が出なかったと。全員が出ないというのは当然ね、インフルエンザにかかった方が多かったとか、そういう状況を考えればあると思うんですけれども。1人で

も出れば年末警戒手当1個分団の3万円というのを支給する要件になるのか。全員が出ないと出ませんよということなのか。そういう支給要件についてはいかがでしょうか。

総務課長 もちろんその支給要件につきましては、実際的に1人しか出なくてそれに払うのかという、実際的に1人しか出ないということは、まずあり得ないです。基本的に年末警戒ですので、消防団の年末でやっていただいている行事ですので、1人で出ることはないので、各分団の団員さんが、もちろん全員が集まらない場合もございますが、ほぼの団員さんが集まって支払われるものでございます。以上です。

6番井上 それであればですね、ここは出動した場合にはではなくね、各分団には年末警戒手当を支給するというほうが適当ではないかなというふうに思いますが、これで最後にいたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長 今議員がおっしゃられるような、そういうような御指摘をされますが、ただ、私が先ほど申し上げましたように、団員さんがもちろん年末警戒出動した際に、団に支給するものでございますので、こちらの表記については、すみません、改める予定はございません。以上です。

6番井上 結構です。

議長 ほかにございますか。

3番内田 1点お伺いします。今回の条例の一部改正なんですけど、今までの消防団員が火災等で出動した場合は、1回につき1,000円でしたね。ほかの手当もそうですね。警戒手当も危険手当も。1回出たら1人1,000円ということでしたね。その前は700円。私なんかやっていたときは700円で、1,000円に上がってるんですけど。今回の改正案を見ると、1時間につき1,000円という明記されています。例えば火災なんかで出動したときは、当然1時間では作業は終わりませんね。そうなった場合に、時間給で5時間かかろうと払うということによろしいですか。

総務課長 はい、そのとおりでございます。

3番内田 ちょっと私も4年度の予算よく見てないんですけど、この予算にはこの辺の

手当の金額は反映されていますでしょうか。

総務課長 はい、反映させていただいております。

3番内田 分かりました。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第5号松田町消防団条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第6号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第6号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が一部改正されたため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第6号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する

法律が一部改正されたため、条文の整備等を図るものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目、参考資料1を御覧ください。新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。

第3条の第2項のただし書きをですね、削るものでございます。

恐れ入ります。議案を1枚お戻りください。附則でございます。第1項につきまして、施行期日につきましては令和4年4月1日から施行するものでございます。第2項につきましては、経過措置としまして、この条例の施行の際に現に担保に供されている傷病補償年金等について、この条例の施行日以後の取扱いを定めているものでございます。

なお、参考資料2につきましては、前回の全員協議会で御説明させていただきました資料を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが…(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第6号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように

定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険税の未就学児均等割額の減額等について、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するもので、国民健康保険税に関しましては新たに未就学児均等割額の減額が令和4年4月から実施されることに伴う改正でございます。

それでは、参考資料1の新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料1を御覧ください。

新旧対照表は17ページにわたり、改正箇所は非常に多くなっておりますが、改正内容は大きく分けて2つ。未就学児の均等割額の減額に関するものと、その他文言や条ずれの修正などがございます。それでは説明させていただきます。

第4条、右側現行の「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削ります。

第6条第3号、次のページを御覧ください。3行目アと8行目のウでございますが、第20条の後に第1項を加える。

続きまして第10条、現行「同条」を「その減額後」に改める。

第20条、次の3ページを御覧ください。第1号の3ページ中の3か所は、条ずれの修正でございます。

4ページを御覧ください。アとイにつきましては、「被保険者に係る」の後に「基礎課税額」を加える。第2号は条ずれの修正と、次の5ページを御覧ください。アとイにつきましては文言の追加でございます。第3号につきまして

は、条ずれの修正と文言の追加でございます。

6 ページを御覧ください。第20条第2項、新設。こちらが新しい制度である未就学児の均等割額の減額に係る規定でございます。第2項、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、括弧は省略させていただきます。がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者均等割額から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。第1号は基礎課税額の被保険者均等割額について、次の7ページ、第2号につきましては高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について規定しております。

こちらにつきましては、最終ページにあります参考資料2を御覧ください。

(2)の改正内容。国民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額を当該年度分の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額に減額します。その他の軽減がある場合は、それらの軽減後の額に10分の5を乗じて得た額となります。

なお、施行は令和4年4月1日から、適用年度は令和4年度分からとなります。

一番下の表の見方でございます。左側の現行、こちらではですね、未就学児とか大人とかって区分ございませんので、一律となっております。それが右側になりますと、4月以降はですね、未就学児の分のこの金額がこちらになるという見方でございます。なおですね、医療給付費分と記載されているものは、条例上の基礎課税額に当たり、後期高齢者支援分というのは後期高齢者支援金等課税額に当たります。

一番上ですね、税額と書いてありますところが、一般的な所得の方、医療費給付分につきましては2万7,500円というものが4月以降、未就学につきましては、未就学児につきましては1万3,750円、後期高齢者支援金分につきましては1万円が5,000円となります。

下ですね、7割軽減、5割軽減、2割軽減というのは、低所得者の所得によって軽減の割合がございます。先ほどの(2)にありました改正内容で、そ

の他の軽減がある場合はそれらの軽減後にまた軽減するということになっておりますので、例えば2番目の7割軽減後の方、医療費給付費分につきましては通常2万7,500円をまず7割軽減して8,250円にしたものを、右側の改正後の4,125円と、さらに減額するものとなっております。その下の5割軽減、2割軽減も同様となります。

それでは、参考資料1の新旧対照表の7ページをお開きください。第21条につきましては、条ずれの修正と、次のページにまたがりませんが、一番下の現行「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、この号の一番最後、括弧の後に「及び」を加えるものでございます。

附則の第4条から最後の16ページまでは、全て条ずれの修正でございます。

改正条例本文の3ページを御覧ください。中段、附則、第1項施行期日。この条例は公布の日から施行する。ただし、第6条第3号、第10条第1項、第20条及び第21条の改正規定並びに附則第4項から第6項まで、及び第8項から第15項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。これは、未就学児の均等割額の減額に係る部分は令和4年4月1日から、文言の修正等その他の部分は公布の日から施行するものでございます。

第2項適用区分。この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10「議案第8号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第8号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町ジビエ処理加工施設の施行に合わせるため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第8号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

本条例につきましては、昨年12月議会で御議決を賜りました条例で、この中のですね、施行期日に関する附則、こちらを改正する条例となっております。おさらいのようで恐縮でございますが、本施設はニホンジカやイノシシ、いわゆる有害獣が及ぼす農作物被害、森林環境の悪化及び生活環境への影響等の広域的な課題を持続的に解決し、シカ等の食肉の利活用を図るため設置するものでございます。

本年度予算にて施設の完成を見込んでございましたが、昨年の12月に執行いたしました工事の入札におきまして、資材高騰等の事情から不落となった経緯がございます。このため、本定例会において不足する工事予算の増額、また事業費の予算の繰越しを補正第11号にて提案をさせていただいております。

それでは議案の説明をさせていただきます。改正条例でありますので、2枚おめくりいただきまして、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

表の右側、現行におきましては、附則の第1項で施行期日を令和4年4月1日としておりましたが、これを左側の案にありますとおりに、この条例は公布の日から起算して1年を超えない範囲内、公布日が令和3年の12月17日でしたので、そこから1年後ということで、令和4年12月16日がここでいう範囲内ということでございます。範囲内において規則で定める日から施行すると、このように改正をするものであります。

この事業につきましては、令和4年度に鋭意取り組んでまいり所存であります。現時点で施行日を明瞭に示すことが困難でありますため、施行日を規則に委任する手法をとってございます。

1枚お戻りいただきまして、附則でございます。この条例の附則ということで、施行期日については公布の日とさせていただきます。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 このジビエ処理加工施設の中で、施行期日が規則で定める日というふうになっています。この辺の規則についてのですね、確認なんですけれども、これはですね、前回新条例のときに提示されているかどうかの確認とですね、できればですね、これは今後ですね、工事完了してそれから公布の日を定めると、規則で定めるということになっていますので、ある程度完成をしてですね、設置日が条例の施行期日が固まった段階ではですね、その規則というのをお示しいただきたいと思いますが、その規則についての内容確認、できてるかどうかの確認です。

観光経済課長 まず、規則におきましては、1点目でございます。新設条例という話の中で、議会のほうにお示しをさせていただいた案でございます。ただ、委員会の中でですね、様々なアドバイスも頂戴しています。細かい内容のちょっと修正をしているところがあります。今回、ここで委任する規則というのは、別の施行期日を定めるための規則、これだけを別建てで規則としての施行をちょっと考えております。簡単に申しますと、今回のこの一部改正条例、附則を変える一部

改正条例の施行期日を定める規則という形での施行を考えているということでございます。いわゆる、今あるベースの規則以外の施行期日のための規則というふうにご理解賜ればと思います。以上です。

6 番 井 上 別の規則ということではですね、了解しましたので、またこの本条例のほうのですね、規則も一部改正…一部ですね、手直しをされているということで、その辺がですね、規則として施行期日が固まるまでにですね、議会のほうにお示しをしていただきたいという要望で終わります。ありがとうございました。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第8号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。(15時19分)